

設計成果の品質確保に関する検討 (条件明示ガイドライン(案)のフォローアップ)



防災・メンテナンス基盤研究センター 建設システム課

研究官 高野 進 交流研究員 笹川 隆介 課長補佐 市村 靖光 課長 古本 一司

(キーワード) 詳細設計、品質確保、条件明示、ガイドライン

1. はじめに

2014年6月に改正された品確法において「公共工事に関する調査及び設計の品質確保」第24条が新設されたことを受け、国土交通省では、より一層の設計業務の品質確保に向けた取り組みを進めている。国総研においては、その一環として、2012年度より試行されている「条件明示ガイドライン(案)」について、運用上の実態と課題を把握するため、フォローアップ調査を行った。

2. 条件明示ガイドライン(案)の概要

本ガイドラインは、詳細設計業務の発注時に、発注者が受注者に対して業務履行に必要な設計条件等を確実に明示できているかを確認するものであり、運用の流れ(図-1参照)等を示した実施要領、明示条件を網羅した条件明示チェックシート(以下、「チェックシート」という)等で構成されている。対象工種は、①道路、②橋梁、③樋門・樋管、④排水機場、⑤築堤護岸、⑥山岳トンネル、⑦共同溝、⑧砂防堰堤の主要8工種である。

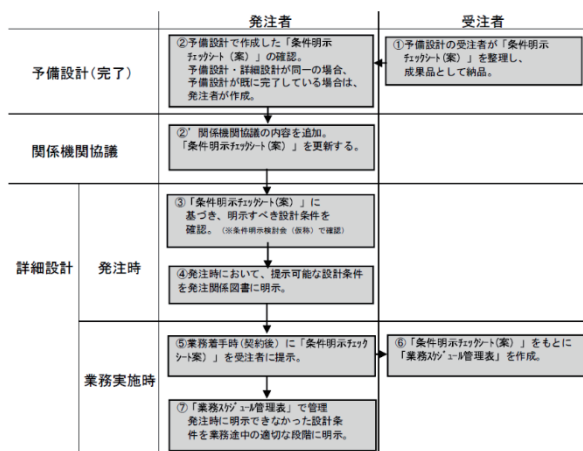


図-1 運用の流れ

3. フォローアップ調査

図-1に示す各プロセスの「運用実態と課題」、

およびチェックシートの項目の過不足等を把握するため、本ガイドラインに関わる工種①～⑦に該当する予備設計および詳細設計業務に関わった受発注者にアンケート調査を実施した。ここでは、そのうち詳細設計業務に関わった発注者91件、受注者47件の回答結果の一部を示す。

発注者からは、「受注者からの指摘で条件明示を追加していない」という回答が大多数であった(図-2参照)。また、受注者からは、「発注者から明示されたチェックシートの明示事項に過不足がない」という回答が約8割を占めていた(図-3参照)。これらより、本ガイドラインのチェックシートの明示事項は、概ね網羅的に設定されており、有効に活用されていることがわかった。ただし、関係機関協議事項や詳細な技術的評価等について、一部、条件明示が詳細設計発注時に十分ではなかったとの意見もあった。

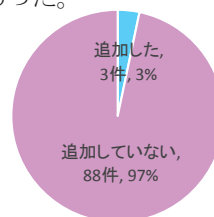


図-2 受注者からの指摘における追加事項

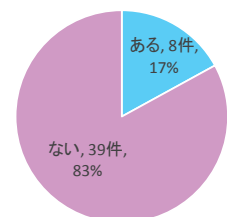


図-3 チェックシートにおける明示事項の過不足

4. おわりに

今後も継続してフォローアップ調査等を行い、設計成果の品質確保に資するべく、適宜改善を行っていく予定である。

☞ 詳細情報はこちら

【参考】

- 1) 条件明示ガイドライン(案) (土木設計)
http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_joukenmeiji.html